～消費税率の引き下げについて～

飲食料品に係る消費税率 が１％に引き下げられます

令和８年９月１５日に、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定されたことを受け、国税庁は同日、国税庁ホームページに、「消費税率引下げ特設サイト」を開設しております。今回はその内容についてお知らせいたします。

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの**２年間**、**飲食料品**に係る**消費税率** が**１％**（国・地方合計）に引き下げられます。

１ 対象品目と適用税率

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの２年間、飲食料品に係る消費税率が１％（国・地方合計）に引き下げられます。

〇税率１％の対象とされるのは、飲食料品の販売及び保税地域から引き取られる飲食料品となります。

〇飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。

・税率１％の対象とされる飲食料品の範囲は、令和９年３月 31 日以前において税率８％の対象である飲食料品の範囲と同様です。

・食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」 が含まれます。

〇適用税率の判定は、事業者（売手）が飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行います。

・ イートインかテイクアウトかは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定します。意思確認は、口頭による他、例えばコンビニエンスストア等では、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください。」といった掲示により行うなど、営業の実態に応じた方法で行うこととして差し支えありません。

２ 税率変更に伴う経過的な取扱い

税率が引き下げられる令和９年４月１日以後に行われる飲食料品の販売であっても、一定の定期供給契約や通信販売に基づくものについては、これまでどおり税率８％が適用されます。

〇令和９年４月１日以後に行う飲食料品の販売については、原則として税率１％が適用されますが、次の取引を行う場合には、税率８％が適用されます。

① 令和９年１月１日前に締結した定期供給契約（不特定かつ多数の者に定期的に継続して供給する契約をいい、税率１％を前提とするものを除きます。）に基づき同年４月１日前に対価の領収をしている同日以後に行われる飲食料品の販売（その対価を領収している部分に限ります。）

② 通信販売の方法により令和９年１月１日前にその販売条件の提示（税率１％を前提とするものを除きます。）が行われ同年４月１日前に申込みを受けた同日以後に行われる飲食料品の販売

・ 税率１％を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。

・令和９年４月１日前に行われた飲食料品の販売のうち、所得税法上の現金主義の適用を受けている小規模事 業者や国・地方公共団体（これらに準ずる法人を含みます。）に係る資産の譲渡等の時期の特例により、同日以後に行われたとされるものについても、税率８％が適用されます。

～消費税率引下げに当たり、**各種の特例**が設けられます。～

売上げに係る税額より仕入れに係る税額が大きくなる場合、課税事業者として一般課税（本則課税）で申告することで、消費税の還付を受けられます。

今回の改正では、必要な届出書の提出時期について、次の特例が設けられます。

３ 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

・消費税の納付税額は、売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除（仕入税額控除）して計算します。そのため、仕入れ（経費）に係る税額の方が大きい場合、還付が生じます。

・飲食料品の販売を行う事業者は、仕入れが標準税率（１０％）で売上げが税率１％となる場合、課税事業者として一般課税（本則課税）で申告することで、消費税の還付を受けられる可能性があります。

・また、免税事業者が、還付を受けるには、事前（その課税期間が始まる前）に「課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となることを選択しておく必要があります。

今回の改正では、飲食料品の販売を行う免税事業者が、**令和９年４月１日の属する課税期間中**に、その課税期間から課税事業者となることを選択する旨を記載した 「**課税事業者選択届出書**」を提出することで、その課税期間から**課税事業者となることができる**特例が設けられます。

◎「課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった場合、原則として２年間は、課税事業者として消費税の申告が必要となります。例えば、令和９年に課税事業者を選択した個人事業者の場合、令和９年及び令和 10 年は課税事業者となります。令和 11 年から免税事業者となる場合※、令和 10 年中に「課税事業者選

択不適用届出書」を提出する必要があります。
※ 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下である等、課税事業者を選択していなければ免税事業者となる課税期間であることが前提となります。
◎この特例の適用を受ける場合、届出書の「参考事項」欄に「飲食料品特例」と記載して提出します。

４ 簡易課税から一般課税（本則課税）になるための届出に関する特例

簡易課税制度を適用している場合、売上税額に対して、業種区分ごとに設定された「みなし仕入率」を乗じて仕入税額の計算を行うことになりますので、一般課税により計算したとすれば、売上金額より仕入金額が大きくなる場合であっても、還付を受けることはできません。

また、還付を受けるには、簡易課税制度の適用を受けることをやめて一般課税となる必要がありますが、そのためには「簡易課税制度選択不適用届出書」を、その課税期間が始まる前(例えば、個人事業者が令和９年から一般課税となる場合、令和８年末)までに提出する必要があります。

ただし、今回の改正では、

〇飲食料品の販売を行う簡易課税事業者が、**令和９年４月１日の属する課税期間中**に、その課税期間から簡易課税制度の適用をやめようとする旨を記載した「**簡易課税制度選択不適用届出書**」を提出した場合には、その**課税期間から一般課税により申告**することができます。

〇また、簡易課税を選択した場合、２年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の販売を行う簡易課税事業者の**令和９年４月１日の属する課税期間**については、この**２年間の継続適用要件**（いわゆる２年縛り）**は適用しない**こととされます。

５ 簡易課税制度の計算方法の特例

簡易課税制度を適用して申告する場合、業種区分にかかわらず、**飲食料品の販売（１％対象）に係る売上税額と同額の仕入税額を計上**することとされます（この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。）。

※ ２割特例・３割特例を適用する場合も同様です。

※ 簡易課税制度の計算においては、みなし仕入率に関する75%ルールを適用して計算することもできます。この 75%ルールの判定や計算については、飲食料品の販売（１%対象）に係る取引を除いて行うこととされます。

６ 中間申告制度の特例

消費税の中間申告制度は、前課税期間の年税額から算出した金額を納税※する仕組みです。

※この納付税額は、確定申告の際に納付すべき消費税額から控除され、控除しきれない場合には還付されます。

消費税率引下げにより、飲食料品の小売店など飲食料品の販売を主に行っている事業者は、売上税額が減少し、また、飲食店などの仕入れが税率１%で売上げが標準税率（10%）となる事業者は、消費税率引下げの終了後に仕入税額が増加することで、それぞれ中間納付税額が過大となることが想定されます。

そのため、今回の改正では、中間申告書を提出すべき事業者について、次の特例が設けられます。

①消費税率引下げの開始時

令和９年４月１日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率１％（引下げ後の消費税率）が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額（国、地方の税額。税額がなければゼロ。）を記載した、仮決算による中間申告書を提出することができます。

②消費税率引下げの終了時

令和 11 年４月１日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率８％が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額を記載した、仮決算による中間申告書を提出することができます。

７ 飲食料品の総額表示義務の特例

課税事業者が消費者に対して商品等の価格をあらかじめ表示する場合は、消費税額等を含めた価格を消費者が一目で分かるようにする観点から、税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

今回の改正では、

〇税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、令和９年２月１日から５月 31 日までの間は、飲食料品について、実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率 ８％又は１％での総額表示をしておくことが認められます（新旧税率の混在による表示も認められます。）。

・「困難な事情」とは、例えば、夜間の値札の貼り替え作業に対応できない、カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている等の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない場合が該当します。
・税抜価格（本体価格）のみを表示するなど税込価格を表示しない方法は、引き続き認められません。
・消費税率引下げの終了時（令和 11 年２月１日から５月 31 日）においても同様の特例が設けられます。

※詳細につきましては、国税庁ホームページ「消費税率引下げ特設サイト」をご確認ください。